

学校感染症の罹患に伴う出席停止について

医師により下記の感染症と診断された場合は、学校保健安全法第 19 条の規定により、通常の欠席ではなく「出席停止」の扱いになります。出席停止の期間は感染症の種類によって基準が定められています。医師の指示に従い、登校の許可が出るまでは家庭で十分に療養してください。

1. 学校において予防すべき感染症の種類

○出席停止となる感染症

診断を受けたら学校に報告し、医師の許可があるまで登校できません。登校する場合は「治癒通知書」を学校に提出してください。

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MER S コロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹（はしか）流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフスおよびパラチフス、腸管出血大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

○その他の感染症（第3種の感染症として扱う場合もある）

学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第3種の感染症として緊急的に措置をとることができるものであり、必ずしも出席停止を行うべきというものではない感染症です。

感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス等）、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑（リンゴ病）、手足口病、ヘルパンギーナ、RSウイルス感染症、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性軟属腫（水いぼ）、皮膚真菌症等

2. 出席停止の流れ

- ① 医師の診断を受けたら、速やかに担任へ連絡し、医師から登校の許可が出るまで療養する。
 - ② 医師から登校を許可されたら、「学校感染症等治癒通知書」に医師による証明を受ける。または、医師の指示を保護者が記入する。
 - ③ 「学校感染症等治癒通知書」を持参の上登校し、担任へ提出する。
- ※インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症は別様式です。

3. 「学校感染症等治癒通知書」について

- ① 「学校感染症等治癒通知書」は、本校の保健室にあります。また学校ホームページよりダウンロードできます。様式は、医療機関のものでも構いません。
- ② 「学校感染症等治癒通知書」は、医療機関によっては発行に料金がかかることがあります。ご了承ください。

学校感染症等治癒通知書の様式

【様式1】 医師が記入の場合（様式は、受診した医療機関のものでも可）

令和 年 月 日	
広島市立広島中等教育学校長 様	
学校感染症等治癒通知書	
第 学年 組	
生徒名 _____	
学校感染症により加療していましたが、感染のおそれもなく、集団生活ができる状態となりました。	
記	
1 疾患名	【 _____ 】
2 出席停止期間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
医療機関名	
医師名	_____ 印

【様式2】 保護者が記入の場合

令和 年 月 日	
広島市立広島中等教育学校長 様	
学校感染症等治癒通知書	
学校感染症により欠席をしておりましたが、医師より再登校の許可が出ましたので、下記のとおり報告いたします。	
記	
1 疾患名	【 _____ 】
2 出席停止期間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
3 受診医療機関名	【 _____ 】
第 学年 組 番 生徒名 _____	
保護者名	_____ 印